東京都内部統制基本方針

令和2年1月31日 31総ココ第559号 東京都知事(内部統制最高責任者) 小池 百合子

全て職員は、全体の奉仕者として、住民の福祉の増進に向けて業務に取り組むことが求められており、事務の適正な管理及び執行の確保は必須である。

これまでも東京都(以下「都」という。)では、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)をはじめとする法令にのっとり職務を遂行することはもちろんのこと、都の規程等においても事務の適正な管理及び執行のための制度等を整備し、その運用状況についても各局や制度部門による確認を行うなど、事務ごとに重層的な取組を行ってきたところである。

今般、国は、人口減少社会において、最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まること等を背景として、法を改正し、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保する内部統制の取組を制度化した。

このため、法第150条第1項に基づき内部統制基本方針を策定し、これまでの都における取組に、今回制度化された内部統制評価報告書の作成や都議会への提出・公表等を加え、下記により実施することとする。

記

第1 内部統制の目的

法令はもとより、都において整備した各種規程や制度等を遵守して、財務に関する事務の適正な管理及び執行に着実に取り組むとともに、規程等の整備状況及び運用状況について、毎年度、内部統制評価報告書として都議会に提出し、都民に公表することにより、信頼される都政の実現を目指す。

第2 内部統制の対象とする事務

知事の担任する事務のうち財務に関する事務

第3 対象局等

内部統制の対象とする局等(以下「各局等」という。)は、知事の担任する事務を分掌し処理するために設けられた局等とする。

第4 内部統制の定義

内部統制は、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制に関する以下の4つの 段階からなる取組である。

(1) 第1段階(内部統制の整備)

事務の適正な管理及び執行の基盤となる全庁的な組織構造や職務の分掌等について規程等に明文化する。

あわせて、財務に関する事務の流れを俯瞰して起こり得る業務レベルの 事務処理の誤りを想定した上で、その未然防止に資する手順等を整備し、 規程等に明文化する。

- (2) 第2段階(内部統制の運用) 規程等にのっとった事務の適正な管理及び執行を日々励行する。
- (3) 第3段階(内部統制の評価) 規程等の整備状況、事務の運用状況を確認し不備があれば是正や改善を 行うとともに、評価結果を取りまとめて独立的立場から内部統制評価報告 書を作成する。
- (4) 第4段階(内部統制の公表) 内部統制評価報告書に監査委員の意見を付けて都議会へ提出し、公表す る。

上記の取組により、財務に関する事務の適正な管理及び執行の確保を推進し、もって都民から信頼される都政の実現を目指す。

第5 評価対象期間

評価対象期間は、会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)とする。

第6 評価基準日

評価基準日は、会計年度末日の3月31日とする。

なお、法第235条の5に規定する出納閉鎖までの間の整理事項は、評価基準日までに整理されたものとする。

第7 内部統制の推進体制

内部統制の推進体制は、内部統制最高責任者である知事のもと、以下のとおりとする。

- (1) 内部統制最高責任者代理 内部統制最高責任者の職務を補佐する。
- (2) 内部統制の実務的な責任者 内部統制の取組を実務的に総括する。
- (3) 内部統制推進部局内部統制の整備及び運用を全庁的に推進する。

(4) 内部統制評価部局

内部統制の整備状況及び運用状況について独立して評価する。

(5) 制度所管部門

ア 全庁的な内部統制に係る制度所管部門

全庁的な内部統制において、所管する規程等の整備並びに内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行う。

イ 業務レベルの内部統制に係る制度所管部門

業務レベルの内部統制において、所管業務に係る内部統制の整備の推進並びに内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行う。

(6) 各局等の長

各局等の長は、その職員に対し、内部統制についての知事の意識並びに規程等で定められた制度や手続等の趣旨及び目的を理解させ、事務の適正な管理及び執行に努めるとともに、内部統制の運用状況の評価を行う。

(7) 内部統制に関する会議

内部統制についての知事の意識を共有し、各局等の職員へ周知を図るため、各局等の長を構成員とする内部統制に関する会議を設置する。

第8 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行う。

第9 内部統制評価報告書の都議会への提出及び公表

- 1 法第150条第5項の規定に基づき、内部統制評価報告書について、内部統制の評価手続及び重大な不備の判断が適切に行われているか監査委員の審査に付す。
- 2 法第 150 条第 6 項の規定に基づき、上記 1 により監査委員の審査に付した内部統制評価報告書に監査委員の意見を付けて、直近に開会される都議会定例会に提出する。
- 3 上記2により都議会に提出した報告書は、都議会へ提出後遅滞なく、都のホームページで広く都民に公表する。